

ちゃんと知っておきたい 整骨院・接骨院の かかり方



整骨院・接骨院で行われる施術は、病院や診療所での診療とは異なり、健康保険が使える範囲が限られているって知っていますか？ 誤ったかかり方を
して、あとから全額自己負担ということにならないためにも、正しいかかり方
を知っておきましょう。



「保険取扱」の看板のある整骨院・
接骨院なら肩こりも健康保険を
使ってみてもらえる？

単なる肩こりの施術には 健康保険は使えません

単なる肩こり、筋肉疲労などに対
する施術に健康保険は使えません。
肩こりで施術を受けた場合は、**全
額自己負担**になります。

健康保険が使えるとき、使えないとき

使えるとき

- 外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲およびねんざ(肉離れ含む)
なお、骨折・脱臼については応急処置を除き、あらかじめ医師
の同意が必要。

使えないとき (全額自己負担)

- スポーツによる筋肉痛、
日常生活における単なる肩こり・筋肉疲労
- 過去の交通事故等による後遺症
- 仕事中や通勤途上におきた負傷(労災保険対象)
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)
からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない
長期の施術 など



白紙の「療養費支給申請書」
にサインだけ求められたけど…

白紙へのサインは、 不適切な請求原因となります

健保組合は「療養費支給申請書」の記載
内容に基づいて施術費を支払います。必ず
**施術内容(負傷原因・負傷名・日数・金額な
ど)に間違いがないか確認**してサインしてく
ださい。

1回の施術で複数箇所
みてもらえばお得？

首と腰が…



部位が異なれば、それぞれに施術費がかかります

部位が異なれば、それぞれに**施術費**がかかってきます。一度で済むか
ら費用もひとまとめで安くなるということにはなりません。



症状は変わらないけれど、
転院はしないほうがいいよね？

症状が改善しない場合、 別の原因も考えられます

長期間かかっても症状が改善しない場合は、**別の原因も考えられます**。
3カ月以上にわたる場合は、一度病院や診療所を受診しましょう。
ただし、同一のけがで同時期に整骨院・接骨院と病院・診療所にかか
ることはできないので注意しましょう。